

大橋川改修技術検討懇談会の規約の改正について

【改正の内容】

規約第3条（組織）に定める別表の委員名簿を次のとおり改める。

- ・橋梁工学の委員に『松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 大屋誠准教授』を追加。

大橋川改修技術検討懇談会 規約

(総則)

第 1 条 本規約は、「大橋川改修技術検討懇談会」(以下「懇談会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 本懇談会は、事業者が検討する大橋川改修事業に係る段階的な治水対策についての技術的な検討に対して、第三者の立場から、治水上の技術的な助言を与えることを目的とする。

(組織)

第 3 条 懇談会は、別表の委員をもって構成し、委員は国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長(以下「出雲河川事務所長」という。)が委嘱する。
2. 懇談会には、出雲河川事務所長の依頼に基づき座長を 1 名置く。
3. 座長は、懇談会を統括する。

(討議事項)

第 4 条 以下の事項について助言をする。
(1) 大橋川改修事業にあたっての効果的な整備手順に対する助言
(2) その他必要と認められる事項

(位置づけ)

第 5 条 本懇談会は、事業者が実施する大橋川改修事業に対する技術的な検討に対して、出雲河川事務所長への助言機関として設置する。

(懇談会の開催)

第 6 条 懇談会は、出雲河川事務所長の招集により必要に応じ開催するものとする。

(情報公開)

第 7 条 情報公開については、別紙「懇談会の運営及び情報公開の方法について」に基づき実施する。

(委員の任期)

第 8 条 委員の任期は、設置の日から第 2 条に掲げる目的を達する日までとする。

(事務局)

第9条 懇談会の事務局は、国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 計画課
に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、懇談会で定
める。

附 則

この規約は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年7月18日から施行する。

大橋川改修技術検討懇談会 委員名簿

氏名	所属
浅田 純作	松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 准教授（災害社会学）
大屋 誠	松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 准教授（橋梁工学）
河原 能久	広島大学大学院 工学研究科 社会環境システム専攻 教授（水工学）
西垣 誠	岡山大学大学院 環境学研究科 教授（地盤工学）
福岡 捷二	中央大学研究開発機構 教授（河川工学）
林 正道	国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長

敬称略五十音順

懇談会の運営及び情報公開の方法について

（懇談会の運営）

- 1 懇談会は、原則として公開する。
但し、会議の全部又は一部を非公開とする場合は、座長が当該会議に諮って決定できる。
- 2 傍聴者は、懇談会で発言を行なうことはできない。

（懇談会資料の情報公開）

- 1 懇談会資料及び議事要旨については、当該懇談会の終了後、下記の場所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットホームページにおいても公開する。
- 2 会議の全部又は一部を公開しなかった場合において、公開しなかった部分の資料については、非公開とすることができる。
- 3 資料については、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらす恐れがある場合には、委員会の了承を得て、内容の一部若しくは全部を非公開とするものとする。

懇談会資料閲覧場所

- ・大橋川コミュニティーセンター
その他必要に応じ、閲覧場所を設けるものとする。